

## 会議記録用紙

会議名	第 1 回西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会		
日時	平成 21 年 8 月 23 日 (日) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分	場 所	西宮市民会館 6 階特別室 (2)
出席者	委員：中川委員、黒木委員、能島委員、梶委員、川東委員、米田委員、米山委員		
	事務局：藤田総合企画局長、田村企画総括室長、津田参画・協働推進グループ長、		
	武林参画・協働推進グループ主事、笠原参画・協働推進グループ主事		
内 容	<p>《次第》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．開会</li> <li>2．総合企画局長挨拶</li> <li>3．出席者紹介（自己紹介）</li> <li>4．評価委員会</li> <li>5．審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>議題 「会長副会長の選任について」</li> <li>議題 「傍聴に関する取扱いについて」</li> <li>議題 「評価委員会の活動内容について」</li> </ul> </li> <li>6．その他</li> <li>7．事務連絡</li> <li>8．閉会</li> </ol> <p>1．開会 （田村室長）</p> <p>本日は、ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>ただ今から、西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会の今年度第 1 回目の会議を開催いたします。本日の日程につきましては、お手元の次第のとおりとなっていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本来でしたら、会長に議事進行をしていただくところでございますが、会長・副会長が選任されておりませんので、その間は事務局の企画総括室長、田村により進行をさせていただきます。よろしく願いします。</p> <p>それでは、はじめに藤田総合企画局長よりご挨拶申し上げます。</p>		

## 2. 総合企画局長挨拶

(藤田局長)

みなさん、こんにちは。総合企画局長の藤田でございます。

本日は休日にもかかわらず、評価委員会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

西宮市では「市民と共に進めるまちづくり」を市政運営の基本として、これまでパブリックコメントや「まちかどワーク」といった施策を行ってまいりましたが、地方分権、少子高齢化、市民ニーズの多様化という状況下において、参画と協働のまちづくりは、今後ますます重要になってまいります。

本年4月より全面施行となりました「西宮市参画と協働の推進に関する条例」は、市民と市が参画と協働を、より一層推進し、定着させていくためのルールとして制定したものです。また、この条例の素となった提言書につきましては、市民のみなさんの中から策定委員になっていただき、作成していただいたものです。

さて、この条例には、市が実施した参画と協働の取組について第三者の観点から公平な立場で検証する評価委員会の規定を設けておりますが、このたびご就任いただきました委員のみなさまには、取り組みについて検証していただくことにより、西宮市の今後の参画と協働の方向性を定めていくという重要な役割を担っていただくこととなります。就任いただきましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

これから2年間、評価委員会の委員としてご活躍いただくわけですが、市に対する辛口のご意見、あるいはご支援の意見など、みなさんの様々なご意見をどうか遠慮なく出し合ってください、西宮市の参画と協働のまちづくりがよりよいものとなりますようご協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、評価委員会開催にあたっての私の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願います。

(田村室長)

それでは、議事を進めさせていただきますが、その前にお願いになりますけれど、この委員会につきまして会議録作成のため録音をさせていただきたいと考えております。録音した内容につきましては会議録作成以外には全く使用いたしませんので、その点ご了解いただきます。もう一点、写真につきましても随時撮らしていただければと考えております。これにつきましてもHPなどで委員会の活動を紹介することのみに使用を限定させていただきますので、ご了解願います。

次に、各委員のご紹介です。

自己紹介も兼ねまして、委員名簿の順に一言、ご挨拶をお願いできますでしょうか。

## 3. 出席者紹介(自己紹介)

各委員・事務局の自己紹介

#### 4. 評価委員会についての説明

(田村室長)

それでは、本日の次第に従って進めさせていただきますが、その前に、今回の評価委員会は、第1回目になりますので、議事を進めていくに当たって、この評価委員会の設置趣旨につきましてご説明いたします。

皆様のお手元の資料の「西宮市参画と協働の推進に関する条例」第8条をご覧ください。ここにありますように、この評価委員会は、条例第8条第3項に規定する政策提案手続における意見交換の実施に立会い、また18条に規定する市の機関が行った参画と協働の取組状況について検証することを目的として設置されています。

なお、先程ご覧いただきました委員名簿につきましては、条例第11条第2項に規定する附属機関等の委員の公表に関してHPにより公表を行う資料となっておりますので、ご了承願います。

説明が終わりましたところで、ご質問等はございませんか。

(各委員)

質問、意見等なし。

#### 5. 審議事項

議題 「会長副会長の選任について」

(田村室長)

それでは、議事に入らせていただきます。議題 「会長副会長の選任について」ご審議いただきます。

その前に、評価委員会の構成につきましては、お手元の資料にあります「参画と協働の推進に関する条例施行規則」第8条第2項(組織)にありますように、委員10名以内になっています。この規則における人数は、上限を定めたもので、この度は、お配りしています「評価委員会委員名簿」では、「学識経験者」3名、「市民団体推薦」2名、「市民公募」2名の計7名で構成されています。「規則」第8条第4項に「会長及び副会長は、委員の互選により会長及び副会長を置く」となっています。

それでは、互選ということですので推薦される方のお名前を挙げていただけませんか。

(能島委員)

今回はじめてということですので、事務局の方から提案があれば示してほしいです。

(田村室長)

ただ今、事務局の方から提案があればとのお声をいただきましたけれども、事務局の方から提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(田村室長)

それでは、事務局の方から提案させていただきます。

(津田G長)

事務局といたしましては、会長につきましては、他市における市民参画条例や、パブリックコメント条例など、数々の審議会などに携わっておられる中川委員を会長、また、副会長については、以前より、公民館運営審議会委員、PTA 協議会会長、そして現在におかれては、家庭教育振興市民会議の議長を勤められておられるなど、行政内部の事情や地域活動についても大変よくご存知の黒木委員にお願いしたいと考えております。

(田村室長)

事務局からの提案がありましたが、中川委員を会長、黒木委員を副会長にお願いするということで、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(田村室長)

有難うございました。

それでは恐れ入りますが、中川委員は会長席、黒木委員は副会長席にお移りください。

では、ここで中川会長より、ご挨拶をいただきます。

(中川会長)

改めまして皆さんからご推薦いただきまして会長ということになりましたが、気持ち的にはただの司会進行という程度に考えておりますので、どうか皆様からご支援、ご協力をお願いしたいと思います。この委員会は全く新しい西宮市の取り組みですので私の委員会の活動への理解を申し上げて皆さんと認識を共有したいと思います。

西宮市は日本の先端にある自治体でしたが、阪神・淡路大震災以降低落下傾向にあったのを危惧しておりました。

しかし、今回の条例を見て私はとても驚嘆しました。この条例があれば今世間で流行している自治基本条例を作る必要性があまりないのではないかと思うぐらいのエンジン部分が完成していると思います。私は、奈良市の自治基本条例を作るかどうか見解を求められたことがあるのですが、実力不足、やめなさいと言った人間です。それよりも必要なのは参画と協働の推進条例でしょうと言いました。この中心のエンジンに当たる仕組、理念、原則、方式これらが明確でない限り自治基本条例を作ったって意味がないです。それよりも参画と協働の推進条例が

ないということのほうが問題で、先にそれをお作りになられたら、と言いました。その条例よりもレベルが高いことにびっくりしました。

「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の中身は単なる参画・協働の理念を謳っているだけでなく行政提案の参画・協働と市民提案の参画・協働が制度化されています。豊中市における参画協働条例にも市民提案型と行政提案型 2 つ入っているのですが、同じように西宮市の条例も大変優れているなと思います。また、協働と言いましても政策形成のプロセスにおける協働と事業実施段階の協働と 2 つあるのですが、一部業務下請け型市民参加を参画だというのを防ぐために、政策形成を考えている協働がちゃんと制度化されているところが輝かしい条例だなと私は感心します。褒めるところはそれだけではありません。西宮市には以前から宝塚市や神戸市に続いてパブリックコメント制度があったわけですが、この条例はパブリックコメント制度を内包しています。2 つ目に突出して素晴らしいことだと思います。3 つ目は、この条例が住民投票制度にまで踏み込んでいることです。このようにこの条例は自治基本条例のエンジン部分の 9 割ができています。この条例によって西宮市だけではなく西宮市民の皆さんのレベルの高さ、自治能力の高さが伺えました。そのような条例の委員になれて、うれしく思っています。皆さん、よろしくお願いします。

(田村室長)

有難うございました。では、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

議題 「傍聴に関する取扱いについて」

(中川会長)

それでは、傍聴者はなしと聞いていますので、傍聴の許可、不許可を判定する必要はないと思います。

議題 「評価委員会の活動内容」

(中川会長)

では、次に議題 「評価委員会の活動内容」について、事務局から説明していただきます。

(津田 G 長)

議題 「評価委員会の活動内容」についてですが、先程、田村企画総括室長より説明がありましたように、評価委員会には 2 つの役割があり、1 つには条例第 8 条に規定する「政策提案手続」において提案者と市との協議が整わない場合に、提案者の求めがあれば意見交換の機会を設けることができるとし、その際には評価委員会の立ち会いのもとで行わなければならないと規定しております。

また、もう 1 つの役割として、条例第 18 条に規定する「参画と協働の取り組み状況」つまり市が取り組んだ参画の手続き及び協働事業の結果について検証していただくことです。

なお、この条例は 4 月より全面施行しておりますが、この政策提案手続については今のところ 1 件の提案もされておられません。他の自治体においてもほとんど提案されている事例がない

ことから、本市の評価委員会の参考となるものはありません。

ただ、元々評価委員のみなさんに立ち会っていただく時に、提案者と市の仲裁に入るとか、裁定をするということ想定したのではなく、あくまでも立ち会っていただいた後で、市の対応がどうであったか、再度意見交換の場を設けたほうがよいか等、一定の評価をしていただくことになるかと考えております。

また、条例第 18 条に規定する「参画と協働の取り組み状況」については、平成 21 年度終了後に市が取り組んだ参画と協働の取り組みについて検証し、それを公表していくこととなります。お配りしております「平成 21 年度 参画と協働の取組予定一覧」が参考となります。ただし、協働事業につきましては、平成 21 年度より新たに条例に盛り込んだ「協働事業提案手続」による事業は含まれておりません。A3 用紙でお配りしております「平成 21 年度協働事業提案まとめ」が該当の事業です。表では 9 事業の提案となっておりますが、今後 2 事業の追加の可能性がります。

これは本来の役割ではありませんが、参画・協働を推進する施策を検討する段階において、各方面で活躍されているみなさま方のアドバイス等をいただければ非常にありがたいと考えております。

説明は以上です。

(中川会長)

説明は終わりましたが、この議題は、今後の評価委員会の方向性を決めていく重要なものになります。委員の皆さんから順番に意見を述べてもらいます。

(米山委員)

参画・協働という言葉なのですけども、資料を読ませていただいて実際どういうことをするのかと聞いていたのですが、皆さんのお話を聞かせていただいてなるほどと思い、自分の中の考えがまとまってきました。皆さんの意見を伺って自分なりに勉強していきたいと思っています。

(中川会長)

それでは米田委員、どうぞ。

(米田委員)

西宮市参画と協働の推進に関する条例については、(仮称)市民参画条例策定委員会の委員として提言をさせていただいたのですが、大分変わっているところもあれば追加していただいて利用しやすい部分もあると思います。評価委員会だけを捉えて考えてみると委員会の活動について、政策提案制度に基き提案があった場合、提案者が希望すれば評価委員会は提案者のプレゼンテーションを聞くこととなりますが、策定委員会の提言では行政の結論と評価委員会の結論をぶつけるということでしたが、今回の評価委員会では結論までは出さず、当局の方で最終結論を出す、ということになるのは現実的で妥当です。また、実施された結果やこれからの予

定について評価委員会で検証することもそのとおりだと思います。

あと、これはどうか、と思うのですが、例えばこの条例がスタートしているいろいろな問題が起こったときに条例を変える必要があると思います。条例の企画、推進、運用、改正、評価については評価委員会の役割をどこまで期待しておられるのかわかりません。

(中川会長)

今のは、とても大事なことですのでどうぞ、津田さん。

(津田G長)

先程の説明は条例の中に定めるものという形でご説明させていただきました。政策提案手続につきましては、かなり踏み込んでその議論の中に入っていくとなりますと評価委員会の委員を選定するときに専門的な知識を持つ人を選ばなくてはなりません。

(米田委員)

私も同じ考えです。政策提案については評価委員会が結論を出すということではなくていいです。

(津田G長)

評価委員会の仕事については提案者と市との意見交換の場に立ち会っていただくということと取組の状況や結果を検証していただくということの2つが条例に盛り込まれています。この点につきましては評価委員会に最低限していただく仕事です。ただそれ以上にどこまで仕事をしていただくか、条例の改正については、事務局としては条例が4月から施行され5年以内に見直しということになっているので、そこまで厳密なところまでは、と思っていました。最終的には評価委員会とはまた別に条例改正を担当する組織を設けないといけないかなと思っています。ただこれは確定したことでございません。現在は参画・協働推進Gで制度的な見直しをしています。例えば条例の運用マニュアルも実際にはまだまだ不都合な部分もあり、様々な事例が起きてくるので、そういったものを盛り込みながら運用しやすい制度にしていくことを考えております。

ですから事務局から議題を出して委員の皆さんからアドバイスいただくことはありがたいと思いますが、事務局の方からアドバイスをお願いするということになると条例から外れる活動になってしまいます。委員の皆さんからこういうことはアドバイスできる、ということがありましたら、こちらもありがたく対応させていただきたいです。

(中川会長)

そのような理解でよろしいですか。

(米田委員)

はい、分かりました。1つのことにいっぱい委員会を作ると事務局も手間暇かかるでしょう

し集まってくる人たちも横の連絡がうまくいかないケースがあると思います。できるだけこの委員会でやってしまうのがいいのではないかと思います。策定委員会の提言に入れたのですが、先程お話があったように我々の方から話をしてその後当局の方からお話があってそれを含めて考えていくのであれば別にそれは今のままで結構かと思います。

(中川会長)

確認しますと条例の第18条を受けて、条例施行規則第7条と第8条第1号、第2号に委員会の主とした仕事が規定されてこれをやらないといけません。ですが津田G長のご答弁によると結果を検証していくプロセスの中で付随的にいろいろな改善点や改良点が発生することがあるのでそれに対する意見や提案を妨げるものではないということですね。

(津田G長)

はい。

(中川委員)

今の段階では、予定調和的に見通しが立っていないということですね。

(津田G長)

そうですね。

(中川会長)

では、条例施行規則第8条の第1項の第1号、第2号は限定列挙ではなく例示列挙ということですね。

(津田G長)

そうですね、基本的には施行規則に規定されていることをメインにやっていただくということです。

(中川会長)

主として、規定内容をやって下さい。それ以外はやっていけないということではないですね。

(津田G長)

はい。

(中川会長)

はい、ありがとうございます。それでは、川東さん、お願いします。

(川東委員)

私はこの間資料に目を通したのですが、あまりの量で、自分の関わったことはいいのですが、関わっていないことはちょっと難しいですので、ここへ来て、皆さんの話をしっかり聞いて参加したいです。先程条例制定までの経緯の中で皆さんがおっしゃってくださったので、その部分が分かりました。今までのやりとりはわからなかったのでどう評価すれば分からなかったのですが、これからのために今までの経緯をまた教えていただければ、と思います。

(中川委員)

ありがとうございます。それでは、梶さんどうぞ。

(梶委員)

評価委員会の委員を受けたときは政策提案について立会いを行うというのが主な仕事だという話を聞きました。政策提案が10人以上の賛同を得れば政策として提案できるといういい条例ができたなという理解でした。たくさんの提案が出てきたら市の関係部署が提案を取捨選択して行って、それが妥当かどうかを、申し出があれば評価委員会として最後は判断するのが主な仕事ではないだろうかと思っていました。

参画と協働の取組の評価、検証については平成21年度参画と協働の取組一覧にある事業は昔からのものもあり106の事業を検証するにはとても多いです。しかし、協働事業提案については実際に取り組んでいる人がこういうことをやりたい、と提案されたものなのでこちらの方は評価できると思います。

私の理解としては、主には最初に言ったとおり、政策提案のご意見番というか、市民の目線で判断するという考えで来ております。

(中川会長)

はい、ありがとうございます。この点に関してはこちらのパンフレットに整理されております。参画の手法でパブリックコメントというのがありますよね。これが横長でいただいた資料のパブリックコメントの予定が書いてありますが、パブリックコメントが適正になされたかもここでやるのですか。

(津田G長)

パブリックコメントのとりまとめなどいろいろ手続があるのでその書類を皆さんに見ていただいて、たとえばパブリックコメントの手法で既成事実として意見を出させただけになっていないかなどご審議していただくのでないかな、と思っています。参画の手続にパブリックコメントという形で入れておりますが、どのようなところを審議していただくか皆さんとご相談させていただきたいと考えております。

(中川会長)

どのような意見がどのように出てくるか見ないと分からないということですね。

(津田G長)

そうですね。ですが、条例が施行されてから庁内の相談件数は増えています。ですから、内々の話で申し上げにくいのですが、他の課からこれだったらパブリックコメントをしなくてよいかという相談があります。それに対して、パブリックコメントをしないのにちゃんとした理由があればやらなくていいのですが、理由がないのにパブリックコメントをしないのはだめだと答えております。そう答えると大概皆さんパブリックコメントを実施してくれます。ですから、パブリックコメントは実施しないといけないものだという形で理解されているので、その中身はどうなのかという審査をしていただいたらと考えております。

(中川会長)

ですので、このカタログの中にパブリックコメントは12~13個ほどあります。これは宝塚と変わらないですね。次に政策提案手続、政策公募手続はまだスタートしていませんから、横長の資料には含まれていないですね。

(津田G長)

政策提案は市民の皆さんからの提案はありません。政策公募は市のほうから公募するということですが今のところ予定はありません。

(中川会長)

ですから、横長の資料の2番と3番はないということですね。

また、附属機関の扱いについては一般公募の市民を入れるとか会議を公開するということがちゃんとできているかということは制度的にチェックできますね。

(津田G長)

そうですね。

(中川会長)

だから、これについては我々がチェックするというよりも行政のシステムのチェックでいけますよね。

(津田G長)

そうですね。

(中川会長)

住民投票については別途にやることでないので、もしやるということになったら我々の委員会の所管外になりますので関係ないですね。

(津田G長)  
そうですね。

(中川会長)

次に、協働事業提案制度についてですが、大きい横長の資料にあります。現在資料にある事業が提案されているということです。コミュニティ活動への支援はまた別制度ですので条例では担保されていますが、この委員会の所管ではありません。そういう整理をしていただいたらどうでしょう。

なお、政策公募手続の中に協働事業の行政側からの提案事業も一部含まれるかもしれませんね。政策ではなく事業提案です。これも参画手続の政策公募手続に含まれるのでしょうか。

(津田G長)

今のところその辺の整理はできていないのですが、市からの提案も評価対象に入ってくるのだらうと思います。

(中川委員)

ちょっと整理のために図にしてもよろしいでしょうか。

<図 1>

	市民提案	行政提案
協働	政策（西宮市では参画）	
	事業（協働）	

今私が整理しているのは4つの区分です。が政策提案手続、が政策公募手続、が協働事業提案です。政策公募手続の中に行政提案の事業が含まれるのではないかと考えていました。行政提案の事業協働が出てきたら、政策公募手続の枠で考えられるのではないですか。

(津田G長)

条例制定の段階では、そこまでは認識していなかったですが、ただそういうのが出てきたときには当然配慮して運用していくことになるのだらうかと、一定の想定はしていたのですけど。

(中川会長)

この横長資料にあるのは市民提案の協働事業提案ですから、〃の区分に当たると整理すればよいのではないのでしょうか。図の枠外にパブリックコメントがあるということです。僭越ながら頭の整理を一方的にさせていただきました。

それでは、能島さんどうぞ。

(能島委員)

今回は第1回目の委員会ということで委員会をどう進めていくのかが今日のテーマになっているのですが、梶委員がおっしゃったように106の協働事業についてその1つ1つについて検討、評価、議論していくのは非常に困難になるなと思いますので、やはり全般的な取組や動きについて委員会で協議していくというマクロ的に見た形での評価になってくるのかなと思っています。

また、いくつかの参画、協働の手法が資料に列挙されているので、それぞれがどのように機能しているのかについてなど議論ができればと思っています。

そして、パブリックコメントについては、どの程度寄せられた意見が政策に反映するのか、実効性を担保することも必要でしょうし、政策提案については、おもしろい制度だと思うのですが、実際市民から提案されるのか気になるところです。手法だけあって使われない手続はどうするのか、評価委員会で議論したいです。

(中川会長)

そのとおりだと思います。では黒木副会長、お願いします。

(黒木副会長)

条例を活かすためには、市民への情報提供が必要だと考えています。例えばパブリックコメント制度で市民の声を聞き出したといいつつ、そのことに対する情報が本当に市民に伝わっているのか、意見を求める内容について情報が開示されているかということが私は問題になると思います。ただ市民の意見を聞きましたという形だけを整えるようなパブリックコメントでは決して意味がないです。幅広く市民に広報し、市民から意見が言えるような本当に参画といえるような状況を作っていかななくてはいけないと思います。

情報が正しく伝わらないと参画もできないし協働もできないと思いますので、そういうところをみさせていたきたいです。

(中川会長)

はい、ありがとうございます。

いただきましたご意見は、今後の作業を進める上での大まかなものさしになるご発言ばかりであったと思います。とはいいいましても、パブリックコメントの出方をみないと分からないところも一部あります。

重点目標としましてはパブリックコメントの出方、対応の仕方が適正なのかということはこ

の委員会としてはご意見を返さねばならないでしょうね。2 つめはこれから出てくるであろう政策提案手続についてお付き合いする必要があります。それから、行政側から投げかけられる政策公募手続に関する結果についてもお付き合いする必要があります。そして、協働事業提案についてもお付き合いする必要があります。

今日に見えているのは、パブリックコメントを予定している件数と協働事業提案は9件がもう出てきている。この辺が確定している事項です。未確定が政策提案手続と政策公募手続です。

他に、取組予定一覧にある106の協働事業の扱いはどうするかということです。分析してご意見を返すべきものなのでしょうが、委員会の処理能力から言ってどうでしょうか。その辺に関する当面のお考えがあれば助かるのですが、どうでしょう。ただ、外形的印象でこの委託をやめなさいなどといってしまうと大混乱が起きますし、今年は目をつぶってというならつぶりますし、次年度以降に先送りでもいいと思います。

また、審議会等については、審議会等の公募のあり方や透明性の確保がどのくらいされているのかが分かる報告書があれば判断できます。これは男女共同参画条例と同じ発想でどのくらい公募委員の比率が上がったかという客観的な報告で担保できませんかね。

(津田G長)

それについては十分できると思います。

(中川委員)

この条例に基いて職業、氏名等ちゃんと公表されているのかなどが毎年分かれればそれでチェックできますね。

(津田G長)

その辺りは、条例を制定して、事務的なものではたついているのですが、これについてはきちっと整理してからそういうものを是正するという方向でやって、皆様方には結論を報告するという形になっていくと思います。

(中川会長)

わかりました。106の協働事業については、どうでしょうか。事務局としてはどうしたらよるしいでしょうか。

(津田G長)

106の協働事業については過去からのものもあります。会長のおっしゃるとおり全部の事業で行政評価のように補助金の出し方が適切だったかなどと評価するときりがないと思います。平成21年度に条例が全面施行されそれに基づき協働事業提案が出されていますので、それに対して市がどういう受け止め方をして、どういう方向性にもっていったか検証していただきます。そこで甘いもの、おかしなものがあればそれを指摘していただき、最終的に所管が反省し是正していくことによって、既存の事業についても改善する方向に持っていくことができる

のではないかと思います。

(中川会長)

実はこの106の協働事業は先程の<図1>の空白部分にあたると思います。これらの事業は過去からの積み重ねられたものが、106事業あるのです。新しく行政が提案する事業は今のところないですがすでに106事業あると考えることもできます。

先程の事務局さんがおっしゃったことを踏まえて、委員会のスタンスとしては、一定程度市の内部における行政評価システムのなかで106の協働事業はクリアされていますよね。

(津田G長)

そうですね。

(中川会長)

それと、政策評価の外部評価委員会はありますか。

(田村室長)

今のところはないですね。

(中川会長)

ならば、内部評価レベルでかまいませんので、スクリーニングされたデータを報告として評価委員会へあげてもらえばいいのではないですか。それを委員の皆さんに見ていただいて意見を出せばいいのではないですか。1つ1つの事業について点数をつけるわけにはいきませんが、印象論でもかまわないと思います。初年度は難しいですが、2年目、3年目ぐらいに委託事業や補助事業についてのルールの一統化だとか後で市民にデータの公開をすとかというルールをもう少し統一的に適用してはどうかという見解を出せますよね。今出したら反発があるので、この委員会が宙に浮いてもいけないですし、やっぱりじっくり構えて考えていきましょう。

(能島委員)

その関連なのですが、106の協働事業について1つ1つ評価、検証するのは不可能だと思います。

しかし、106の協働事業にはこれから委員会で参画・協働の仕組みを考えるヒントがあると考えます。そこで、たとえば協働の相手方にアンケートを行い、今行われている委託や補助や実行委員会の仕組みの中で何らかの改善点などを聞く機会があったらおもしろいのではないかと思います。

(中川会長)

それもノートしていただいて、次のステップへ進むために。

(津田G長)

そうですね、今回皆様方にお集まりいただいて、来年度になったときに平成21年度の参画、協働を評価していただく中でそのようなことの必要性もある程度考える必要はあると考えるのですが、まず目先のほうがどういう形でいけるかのほうが大事だと思います。ここでいっぱい話してしまうとその辺が宙に浮いてしまいますが、能島委員がおっしゃったことは考える必要があると思います。

(中川会長)

ありがとうございます。問題意識は持つけれども、一定のスケジュールにステップアップして行く段階で取り組んでいくということですね。なので、常日頃から委託、補助、共催、後援に伴う問題への意識を持ってくださったら助かるということですね。

当面は新しい制度である政策提案手続、政策公募手続、協働事業提案制度においてもっと市民にに応じていただくように制度啓発をして、提案と公募の件数を増やすように刺激していくというのが第一目標でしょうね。

それでは、そのような方向で進めてまいります、事務局さん、その方向性でよろしいでしょうか。

(津田G長)

そうですね。またこれから2回は委員会を開催させていただきます。その中で委員の皆様で参画と協働についての知識にばらつきがあると思います。それにつきましてこちらへ相談していただいて、説明を別途させていただきます。このような形で年度末にもっていきたいと考えております。

## 6. その他

(中川会長)

次に、「その他」でございます。せっかくの機会ですから、ぜひ言っておきたい、聞いておきたい事がございましたら、どうぞ、ご発言ください。

(梶委員)

一般の方への参画と協働についての情報提供は市政ニュースやパンフレットの支所への配置ぐらいですか。

(津田G長)

平成20年度に条例が制定されて市政ニュース、ホームページの掲載や地域で活動されている方々への説明会を行いました、なかなか周知は難しいものでして、今年度も講演会を開催し、周知を進めないといけないと思っているのですが周知はしきれていないです。今後も引き続き周知を行っていきます。先月、参画と協働のまちづくりのアンケートを行ってまいりました。ただアンケートを行うだけでなく語句の説明を行うという形で周知を図っているのですが、ま

だまだこれから、という段階です。

(米田委員)

私も、1年半策定委員を務めました。市民へのPRは難しいと痛切に感じました。そもそもこの条例は市長がぜひ必要だと、市民と一緒にまちづくりをしようと随所で言っておられた。新聞や市政ニュースでも書いてあった。私達が策定委員会で条例の素案を作るときにこんな素案でよろしいかということ市内6~7箇所で説明会を開いても人が集まらない。やはり周知には時間が必要だと思いました。

そもそも参画、協働とは何かということの説明が難しいと思います。

(中川会長)

米山さんは分かりませんか。

(米山委員)

すごく思うのが、普通に生活していて参画、協働という文字をなかなか目にしないと思います。だけでも、地域で活動していると、参画と協働という言葉では難しいですが、資料の内容を読んでいると、こう言っていきたい、こう思っているのにどうしていいか分からないと思っている人はいっぱいいると思います。そのような人達へ上手に伝えて、その人たちを繋げるようなシステムがあればいいなと条例を読んで思っています。市は参画と協働を伝えたいのに、上手に情報が伝わらず市民はそういう情報がほしいと思っているのにうまくつながっていないのはなぜなのかと思います。市と市民をつなげるシステムが必要だと思います。

(米田委員)

私も、あることについて市へご提言申し上げたことがあるのですが、その結果が分からないのです。そのようなことが続いたのでこのような条例が必要だと思いました。

(川東委員)

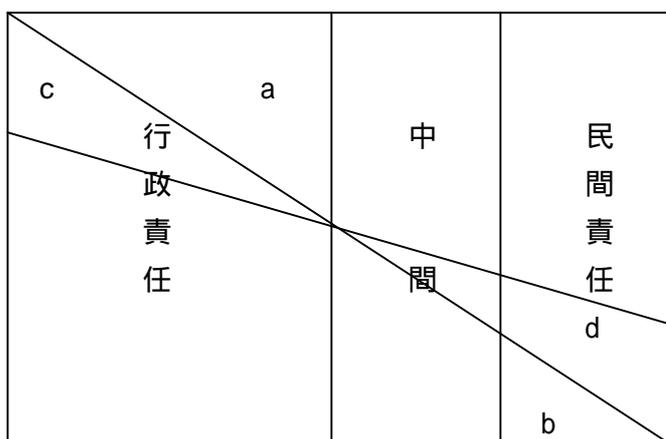
以前に阪神県民局の方で公募した事業を評価して、実施すると決まったものに補助金を出して活動するという制度があって、それは市民には分かりやすいのですが、参画と協働を評価するといっても、たとえば助成するといってもどう助成するのかなどがまったく分からなくてただ大きなところに出せばいいじゃないかという感覚だったら市民に絶対出せない。やはりすぐに何かもらいたいのが市民ですから、評価をもらうならどういう評価を出すか方法を認識してもらわないと一般の市民には理解しにくいと思います。ただ、例えば西宮コミュニティ協会などはパブリックコメントをやっているのだからわかると思いますけど、市民がまちを良くしようと思うまでの生活の年数もありますよね。それこそ市民が西宮に定着してこれをやりたいと思うようにならないと参画、協働といった言葉は難しいと思います。この間、西宮コミュニティ協会の理事会で説明会があっても理事の方たちでさえ参画、協働が分からないみたいでした。参画、協働といった言葉がやわらかい表現でうまく伝わらないだろうかと思います。

(中川会長)

参画と協働という言葉は兵庫県主導型で広まって、県では県民交流広場事業やパワーアップ事業など地域にお金を配給してくれていますけど、お金が先に来ているのであわててやっているとところもあり、成熟していないところに均等にばらまくと逆に地域がつぶれるということで混乱が起きました。そこで今は、参画、協働を問い直す動きになっているのです。

ちょっと図面<図 2>に表してみます。

<図 2>



a は行政が民間に力を借りないといけない行政責任の仕事の領域

b は民間に補助金を交付して行う事業の領域

c、d は新しい領域

a の領域は行政が民間に力を借りないといけない行政責任の仕事です。ここでの民間は主に企業を指します。b の領域は民間に補助金を出して行う事業の領域です。ここでの民間は医師会や商工会議所や連合自治会などお決まりの団体です。a、b のパターンが伝統的なパターンです。これで本当にいいのかと問い直す作業が 106 の協働事業に眠っていると思います。a には企業だけでなく NPO や地域のコミュニティ団体の力を借りる仕事も出てきます。b には法人支援だけではなくボランティアの個人市民、コミュニティ団体、NPO などへ支援する仕事も出てきます。a、b 以外の拡大された領域(c、d)をもっと考えなくてはなりません。この領域に我々が注目する必要があるのではないかと思います。

中間の領域は典型的には商工祭りです。神戸まつりやルミナリエもそうです。ルミナリエは民間責任だったのですが行政責任が重くなってかなり負担金を出しているのです。行政が撤退するとつぶれてしまうので行政が音頭として寄付金を集めました。だから中間の領域なのです。企業、行政、市民が一緒になって行うのが中間の領域です。これについても今後の課題になります。だから c、d の領域をどれだけ拡大していけるのかということが、これからの参画と協働の新しい開拓領域ではないかなと思います。

また、横長の協働事業提案のまとめの資料を見ていると、助成の有無について、助成を出すときは補助金になるのでしょうかね。

(津田G長)

その辺は微妙なところです。

(中川会長)

協働事業提案の中には、場合によっては行政責任として委託になる可能性がありますね。

(津田G長)

そうですね。

(中川会長)

そういうことの判別も必要になると思います。

例えば、私はある市のパートナーシップ助成の委員長をやっているのですが、その市では、フィリピン女性への母子手帳などの作成をある団体とパートナーシップ事業として行い、団体へ補助金を交付しました。しかし、他の言語もあるのに補助金でよいのかという議論が沸きました。マイノリティーの人権を守るため行政課題となったために、結局は補助金でなく委託料になりました。このように行政責任なのか、民間責任なのかの判別が必要になります。

## 7. 事務連絡

(中川会長)

これで第1回の評価委員会は終わりにさせていただきますが、事務局より事務連絡等がありましたらお願いします。

(津田G長)

今年度の評価委員会は、あと2回予定しています。次回の評価委員会につきましては、10月17日午後1時を予定しています。会場は市役所東館7階701会議室です。

3回目は、来年の2月中頃に開催する予定です。

なお、議事録は全文筆記か要約筆記のどちらにするか、皆さんにお聞きしたいのですが。

(中川会長)

いかがでしょう。要約筆記はどのようなものですか。

(津田G長)

要約といいましてもどの委員が何を発言したか分かるようにするつもりです。一言一句というのは大変だと思いますので。

(中川会長)

では、要約筆記でお願いするということにして、公表前に皆さんの目に通していただくということですね。

(津田G長)

皆様に見ていただいて修正点がありましたら、修正の後に公表させていただくという形で考えています。

(中川会長)

それではその形よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

8. 閉会

(中川会長)

ありがとうございます。それでは、これもちまして、本日の西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会を閉会いたします。有難うございました。